第 1 条 （目的）
本規約は、ウィンズゴルフステーション新座（以下「本練習場」といいます）内の「ウィンズ FAMILY GOLF」(以下「インドア練習場」といいます)の利用について本練習場利用約款第 13 条に基づき規定するもので、本練習場の利用者（以下「利用者」といいます）が、インドア練習場およびそれに派生するサービスの利用にあたり、確認のうえ、遵守していただくものです。

第 2 条 （会員制度）
1　インドア練習場は会員制とします。
2　インドア練習場に入会しようとするときは、本規約を承諾し、Web 上または本練習場にて申し込みを行うものとします。
3　18 歳以下(高校生以下)の未成年者が入会を希望する場合は、所定の入会同意書に本人とその保護者が連署の上、入会手続きを行うものとします。この場合、保護者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
4　保護者は、本人の父母および祖父母に限ります。
5　会員は、本規約(第 20 条により改定されたものを含みます)ならびに本練習場が別に定める約款、規約及び館内告知等による指示を遵守するものとします。
6　法人会員は、別途定める利用規約を承諾し、所定の所契約を締結する必要があります。

第 3 条 （入会資格）
次の各号のいずれかに該当する者はインドア練習場のいずれかの会員になることはできません。
(1)本規約を遵守できない者
(2)入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
(3)タトゥー(タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含みます)のある者で、インドア練習場内(インドア練習場館内のみならず、駐車場、駐輪場、その他の敷地を含みます。以下同様とします)においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意できない者
(4)過去または現在において暴力団または反社会勢力に属し、またそれらに属する者と関係を有する者とインドア練習場が判断した者
(5)医師等により運動を禁じられている者
(6)伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
(7) 6 歳(小学生以上)に達していない者
(8)所属する学校または団体においてインドア練習場への入会が禁じられている者
(9)未成年でインドア練習場の入会に関して保護者の同意を得られない者
(10)入会申込書等に含まれる「確認事項」「同意事項」等に同意できない者
(11)公庁良俗に反する行為が認められる者

第 4 条 （会費、チケット料金、入会金等）
1　会員は、会費等を、インドア練習場の定める方法で支払うものとします。
2　会費の支払いは前払い方式とします。支払い時期は、翌月分を当月末までに支払うものとします。
3　プラン契約の際には、入会に関する初期費用(入会金、事務手数料等)、及び初月会費(日　　割り計算)、2 カ月目の月会費を支払うものとします。
4　チケット料金及びその他料金は、その都度支払うものとします。
5　プラン変更手続きは、変更を希望する前月の 10 日までに行うものとする。当該月の末日をもってプラン変

更とする。
6　各月の11日以降にプラン変更手続きがとられた場合は､翌々月の末日をもってプラン変更扱いとなります。
7　会員は、実際のインドア練習場利用の有無にかかわらず、インドア練習場が別途定める会費を全て支払う義務があります。一旦支払った会費は、返還しません。
8　別途インドア練習場が定めるキャンセル可能時間内にキャンセルがない場合、実際のインドア練習場利用の有無にかかわらず、一旦支払ったチケット料等は返還しません。
9　インドア練習場は、会費等の改定を行うことができます。その場合、改定を行う各インドア練習場は２週間前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。
10　別途インドア練習場が定めるキャンセル可能時間内にキャンセルがなく、予約時間内にチェックインが行われない場合は、無断キャンセル扱いとなり、別途インドア練習場が定めるキャンセル料を支払うものとします。インドア練習場の故意または過失により賠償が生ずる場合は、この限りではありません。
11　インドア練習場の利用状況により打席の連続使用を制限する場合があります。
12　ご利用の際には、一部を除きチケットの購入が必要です。一度購入したチケット料等については、キャンセルの有無を問わず返金ができません。会員以外のビジター利用チケット料等についても同様となります。

第５条（セキュリティ）
インドア練習場は、会員に対してセキュリティ媒体及び解除権限を付与します。
会員は、インドア練習場入場時には必ず各自がドアセキュリティの認証解除を行う必要があります。
会員は、セキュリティ媒体の紛失、盗難、破損が生じた場合には、速やかにインドア練習場に申し出る必要があります。

第６条（会員以外のインドア練習場の利用）
原則、会員のみインドア練習場の利用が可能です。次の条件をいずれも満たす場合にのみ、非会員によるインドア練習場の入館が可能です。
(1) 本契約が定める利用ルールに則ったチケット等購入により、利用する権利を有すること。
(2)インドア練習場が定めたインドア練習場利用規約に同意、遵守できること。

第７条（遵守事項）
会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければなりません。
(1)インドア練習場の利用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、インドア練習場の説明並びに指示に従わなければなりません。
(2)インドア練習場内において、以下の行為は禁止されます。
　①施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動
　②インドア練習場内での喫煙
　④正当な理由なく他者の所持品に触れること。
　⑤ 他の会員に対し、レッスン、トレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行うこと。
　⑥ 本規約に基づきインドア練習場の利用を認められていない者を同伴させること。
　⑦ 第３条３項に反し、タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む）を露出させること。
　⑧正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為
　⑨他の会員の諸施設利用を妨げる行為
　⑩インドア練習場の秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷付けること

(3)ゴルフインドア練習場内において、以下行為は禁止されます。
①打席以外、打席での打席幅を越えるようなスイング（横振り等）を行うこと。
②プレーヤー以外の方の打席、打席通路及び打席付近への立ち入り。
③打席設備の移動、及び不適切と思われる使用を行うこと。
④インドア練習場備付のボール以外を使用すること。
⑤当インドア練習場のボール及び備品の持ち出し。
⑥その他注意事項・打席利用のエチケット及びマナーを守ること・前後の打席に十分注意すること・ボール収集やボールを置いたりする際は、前後打席の人に注意すること・打席の利用が終わったら速やかに移動を行うこと

第 8 条 （入館の禁止、退場）
1　インドア練習場は、以下の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができます。
（1）インドア練習場において、第 2 条に定める入会資格を欠いていると判断した者、または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者
（2）インドア練習場において、入会後に生じた体調不良により正常な施設利用ができないと判断した者。但し、健康増進目的等で医師の指示がある者は除く。
（3）インドア練習場において、著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者
（4）インドア練習場の承諾なくセキュリティ媒体を持たずに入館した者
（5）本規約の手続きに従わず会員以外の者を入館させた者および入館した会員以外の者
（6）自己都合により会費等の全部もしくは一部を 2 か月間滞納した者
（7） 上記の他、インドア練習場において入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者

第 9 条 （退会）
1　会員が自己都合によりインドア練習場を退会する場合は、本施設にて直接または電話にて問い合わせをした上で退会することができます。
2　退会手続きは、退会を希望する前月の 10 日までに行うものとし、その場合当該月の末日をもって退会となります。
3　各月の 11 日以降に退会手続きがとられた場合は、翌々月の末日をもって退会扱いとなります。
5　会費等の全部または一部が未納の場合は、第 1 項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
6　会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。
7　第 4 条 7 項に反し、会員が自己都合により会費等の全部もしくは一部の滞納が 2 か月間となった場合規約退会とします。また滞納分については、支払期日の翌日から支払日までの日数に年 14.6%の割合で計算される金額を延滞損害金として、会費等その他の債務と一括して、インドア練習場が指定する方法で支払いを求めることができるものとします。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

第 10 条 （届出等）
1　会員は入会申込書等に記載した内容に変更及び、健康状態に変化があったときは、速やかにインドア練習場において、所定の手続きをもって変更の届け出をしなければなりません。
2　インドア練習場から会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所またはメールアドレス等あてに行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信後の責を負いません。

第 11 条 （規約退会）
1　インドア練習場は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を強制的に退会させることができます。
(1)本規約(第 7 条を含み、これに限られない)および各インドア練習場の諸規則を遵守しないとき。
(2)インドア練習場内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、インドア練習場の運営に影響を生じうると判断されるとき。
(3)インドア練習場において、第 2 条に定める入会資格を欠いていると判断したとき。
(4)または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。
(5)その他、インドア練習場において、会員としてふさわしくない言動があったと認めたとき。
2　インドア練習場から強制的に退会させられた会員は、退会時からインドア練習場を使用することができません。
3　インドア練習場から強制的に退会させられた会員に対しては、インドア練習場は、前納分または即払分の会費等があっても、これを返還することはいたしません。
4　規約退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、当インドア練習場への入会はできません。

第 12 条 （会員資格の譲渡禁止等）
インドア練習場の会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第 13 条（営業日および営業時間）
インドア練習場の営業日、営業時間およびスタッフ受付時間については、インドア練習場が別に定めます。ただし、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第 14 条（インドア練習場施設の利用制限）
1　インドア練習場は、次の理由により施設の全部または一部の利用を制限することがあります。会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはありません。
(1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶとインドア練習場が判断し、営業が困難と認めたとき。
(2) 施設、設備の点検、補修または改修をするとき。
(3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
(4) その他インドア練習場が休業を必要と認めるとき。
2　前項の場合、事前にその旨をインドア練習場のホームページ等にて告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第 15 条（インドア練習場施設の閉鎖・変更）
1　インドア練習場は、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。
(1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶとインドア練習場が判断し、営業を不可能と認めたとき。
(2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他インドア練習場の経営上等やむを得ない事由が発生したとき。
(3) インドア練習場において経営上等やむを得ない事由が発生した場合にあって、3 か月前に予告のうえ解散したとき。

(4) 但し、解散の原因が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、上記の予告期間を合理的に短縮することができるものとします。
2　インドア練習場施設の閉鎖・変更の場合、会員に対し、特別の補償は行いません。

第 16 条（賠償責任）
1　インドア練習場および駐車場内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、インドア練習場は、その故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
2　会員または同伴者は、自己の責に帰すべき原因により、インドア練習場または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
3　会員は、同伴者の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴者と連帯して賠償責任を負わなければなりません。

第 17 条（その他禁止事項 ）
1　会員は、インドア練習場が提供するサービスおよび商品、その他本サービスを通じて知り得た一切の情報について、会員個人の私的利用の範囲を超えて利用してはならないものとします。
2　インドア練習場は、会員がインドア練習場を利用するにあたり、会員の次の行為を禁止します
(1)他の会員、第三者または当社の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権、プライバシー、もしくはその他の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
(2)前号の他、他の会員、第三者、当社に不利益もしくは損害を与える行為、または与える　おそれのある行為
(3)公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の会員または第三者にまたは当社に提供する行為
(4)営利・転売目的で商品等を購入する行為
(5)同一人物が複数の ID を作成し本サービスを利用する行為
3　インドア練習場の WEB サイト等に掲載される全ての情報（文章、写真、イラスト等）の著作権は、株式会社武蔵野に帰属します。これらの著作権は、各国の著作権法、各種条約、その他の法律で保護されており、会員が個人で利用する以外の目的で使用することはできません。

第 18 条（通知予告）
本規約およびインドア練習場の諸事情に関する通知または予告は、インドア練習場所定の場所に掲示する方法または電子メール等により行います。

第 19 条　（準拠法、管轄裁判所）
1　インドア練習場の利用ならびに利用規約の解釈および適用は、日本国法に準拠します。
2　インドア練習場の利用に関わる全ての紛争については、他に別段の定めのない限り、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

第 20 条（本規約その他の諸規則の改定）
インドア練習場は、本規約、細則、利用規定、その他運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用されます。

附則. 本規約は 2023 年 10 月 1 日より発効します。
　　本規約は 2026 年　11 月 1 日より一部改訂いたします。